

独立行政法人農林漁業信用基金(法人番号5010005006887)の役職員の報酬・給与等について(令和6年度)

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当法人は、農林漁業経営に必要な資金の融通を円滑にして農林漁業の健全な発展に資することを目的とした、農林漁業者の信用力を補完する保証・保険事業を主要事業として行っており、政策的手段として金融的手法を用いて行う事務・事業（以下「金融業務」という。）を行う中期目標管理型の独立行政法人である。

役員報酬水準を検討するにあたっては、他の金融業務を行う中期目標管理型の独立行政法人のほか、国家公務員指定職を参考とした。

※ 国家公務員指定職の年間給与（令和6年8月人事院勧告時）
事務次官 … 23,853千円
本府省局長 … 18,185千円

② 令和6年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

当法人においては、平成15年10月の発足時から、期末特別手当の額は、その者の職務実績に応じて、増額し、又は減額することができることとしている。

③ 役員報酬基準の内容及び令和6年度における改定内容

役員報酬は、本俸、特別調整手当、通勤手当及び期末特別手当で構成されている。

月額相当については、当法人役員給与規程に則り、役員毎に決定される本俸月額（理事長：995,300円、副理事長：913,800円、監事：695,600円）に特別調整手当（本俸月額に100分の12.4を乗じて得た額）を加算した額としている。

期末特別手当についても、同規程に則り、本俸及び特別調整手当の月額並びに本俸の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本俸及び特別調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月期は100分の170.0を乗じて得た額を、12月期は100分の175.0を乗じて得た額を基礎として、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。ただし、期末特別手当の額は、その者の職務実績に応じて、増額し、又は減額することができることとしている。

なお、令和6年度では、給与法指定職の改定に準拠して、本俸月額の引き上げ（平均で1.10%）及び期末特別手当支給率の引き上げ（平均で年間0.025ヶ月）を実施した。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	令和6年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
理事長	19,036	11,943	5,489	1,481 121 (特別調整手当) (通勤手当)	R5.4.1		*
副理事長	17,572	10,965	5,040	1,359 206 (特別調整手当) (通勤手当)	R5.10.1		
A理事	16,488	10,359	4,761	1,284 82 (特別調整手当) (通勤手当)	R5.10.1		◇
B理事	16,640	10,359	4,761	1,284 234 (特別調整手当) (通勤手当)	R5.10.1		◇
C理事	15,600	9,741	4,477	1,207 172 (特別調整手当) (通勤手当)	R5.10.1		※
D理事	15,629	9,741	4,477	1,207 202 (特別調整手当) (通勤手当)	R5.10.1		※
E理事	15,743	9,741	4,477	1,207 315 (特別調整手当) (通勤手当)	R6.4.1		◇
A監事 (常勤)	13,490	8,347	3,836	1,035 271 (特別調整手当) (通勤手当)	R5.6.22		※
B監事 (非常勤)	5,233	5,233	-	0 0 (特別調整手当) (通勤手当)			

注1:「特別調整手当」とは、東京特別区に勤務する役員に支給される手当である。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

注3:千円未満切り捨てのため、支給総額と各内容の合計額が一致しない場合がある。

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

理事長

当法人は、農林漁業の健全な発展に資することを目的として、農林漁業者の信用力を補完する保証保険業務等を行っており、国内関係組織や行政機関との連携を図るなど強いリーダーシップを発揮して、農林漁業政策の一環である法人の業務を適確に遂行するとともに、当法人の組織運営を管理するなどの高いマネジメント能力を有し、独立行政法人改革等についても的確に対応できる経験と能力を十分に有している者を当法人の理事長として招聘する必要がある。
当法人の役員の報酬水準は、他の金融業務を行う中期目標管理型の独立行政法人のほか、国家公務員指定職を参考として比較考慮したうえで決定されている。
当法人の理事長の年間報酬は、総務省公表資料である「独立行政法人における役職員の給与水準(令和5年度)」の「役員報酬の支給状況」を基に、金融業務を行う中期目標管理型の独立行政法人の長の平均年間報酬を算出した(令和5年度における平均報酬額は22,451千円)ところ、これを下回っている。
これらを踏まえると、当法人の理事長の報酬水準は妥当なものと考ええる。

副理事長

法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理する当法人の副理事長の報酬水準は、他の金融業務を行う中期目標管理型の独立行政法人のほか、国家公務員指定職を参考として比較考慮したうえで決定されており、当法人の副理事長の年間報酬は、総務省公表資料である「独立行政法人における役職員の給与水準(令和5年度)」の「役員報酬の支給状況」を基に、金融業務を行う中期目標管理型の独立行政法人の副理事長相当の平均年間報酬を算出した(令和5年度における平均報酬額は19,022千円)ところ、これを下回っており、その報酬水準は妥当なものと考ええる。

理事

理事長及び副理事長を補佐して法人の業務の一部を分担掌理し、所掌事務に関して職員を指揮監督する当法人の理事の報酬水準は、他の金融業務を行う中期目標管理型の独立行政法人のほか、国家公務員指定職を参考として比較考慮したうえで決定されており、当法人の理事の平均年間報酬は、総務省公表資料である「独立行政法人における役職員の給与水準(令和5年度)」の「役員報酬の支給状況」を基に、金融業務を行う中期目標管理型の独立行政法人の理事の平均年間報酬を算出した(令和5年度における平均報酬額は17,206千円)ところ、これを下回っており、その報酬水準は妥当なものと考ええる。

監事
監事
(非常勤)

業務の監査を行う当法人の監事の報酬水準は、他の金融業務を行う中期目標管理型の独立行政法人のほか、国家公務員指定職を参考として比較考慮したうえで決定されており、当法人の監事の平均年間報酬は、総務省公表資料である「独立行政法人における役職員の給与水準(令和5年度)」の「役員報酬の支給状況」を基に、金融業務を行う中期目標管理型の独立行政法人の監事の平均年間報酬を算出した(令和5年度における平均報酬額は14,262千円)ところ、これを下回っており、その報酬水準は妥当なものと考ええる。
また、当法人の監事(非常勤)の報酬支給基準は非常勤役員手当として独立行政法人農林漁業信用基金役員給与規程に則り月額436,100円としているが、上記令和5年度における平均報酬額14,262千円を12ヶ月で除した月額平均1,188千円を下回っており、その報酬水準は妥当なものと考ええる。

【主務大臣の検証結果】

当該法人の役員の報酬は、国家公務員や類似の事業(金融業務)を実施する他法人と比較すると妥当な水準となっており、また、総務省公表資料による「独立行政法人における役職員の給与水準(令和5年度)」を基に、他の金融業務を行う中期目標管理型の独立行政法人の役員の平均年間報酬額と比較しても妥当な水準となっていることから、農林漁業者の信用力を補完する保証保険業務等を適確に遂行し、当該法人を総理する長または長を補佐する役員の報酬として妥当な水準であると考ええる。

4 役員の退職手当の支給状況(令和6年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
	千円	年	月			
理事長	該当なし					
副理事長	該当なし					
A理事	4,718	4	0	R5.9.30	1.1	※
B理事	2,218	2	0	R5.9.30	1.1	※
監事	6,694	7	9	R5.6.20	1.0	※

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
理事長	該当なし
副理事長	該当なし
理事	「独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の算定ルールについて」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、第4期及び第5期中期目標期間の評定を用いて、業績勘案率を「1.1」と決定した。なお、決定した業績勘案率については、総務省独立行政法人評価制度委員会評価部会により審議され、「意見なし」とされた。このことから、理事の退職手当の水準は妥当であると判断している。
監事	「独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の算定ルールについて」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、第4期及び第5期中期目標期間の評定を用いて、業績勘案率を「1.0」と決定した。なお、決定した業績勘案率については、総務省独立行政法人評価制度委員会評価部会により審議され、「意見なし」とされた。このことから、監事の退職手当の水準は妥当であると判断している。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

当法人においては、平成15年10月の発足時から、期末特別手当の額は、その者の職務実績に応じ、増額し、又は減額することができることとしており、今後も継続する方針である。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

職員の給与水準については、その適正化を図るため、国家公務員の給与規程等の状況を踏まえ、必要に応じ給与規程の見直しを行うこととしている。
当法人職員の給与水準を検討するにあたっては、他の金融業務を行う中期目標管理型の独立行政法人（主たる事務所を首都圏に置く12法人）のほか、国家公務員の平均給与を参考にした。（令和6年国家公務員給与等実態調査結果における国家公務員（行政職俸給表（一））の平均給与月額が405,378円、全俸給表の平均給与月額は414,801円となっている。）

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方（業績給の仕組み及び導入実績を含む。）

当法人においては、平成15年10月の発足時から、概ね国家公務員の給与体系に準じた給与規程等を制定しており、職員の勤務成績に応じて、昇給や勤勉手当の決定を行っている。
昇給については、勤務成績に応じ昇給区分（5区分）を決定のうえ昇給させるとともに、勤勉手当（査定分）については、基準日以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて支給することとしている。

③ 給与制度の内容

当法人職員給与規程に則り、本俸及び諸手当（扶養手当、一般職職務手当、スタッフ職職務手当、特別都市手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、一般職期末手当、スタッフ職期末手当、一般職勤勉手当及びスタッフ職勤勉手当）としている。
一般職期末手当及びスタッフ職期末手当については、基準額（本俸月額＋扶養手当＋特別都市手当＋管理職加算額＋役職段階別加算額）に、6月期は100分の99.5（特定幹部職員にあっては100分の100.0）、12月期は100分の119.5（特定幹部職員にあっては100分の124.5）を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。
一般職勤勉手当及びスタッフ職勤勉手当については、基準額（本俸月額＋特別都市手当＋管理職加算額＋役職段階別加算額）に、勤勉手当支給細則に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額としている。

④ 給与制度の令和6年度における主な改定内容

「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（令和6年11月29日閣議決定）を踏まえ、「職員給与規程」を以下のとおり改正する措置を講じた。
① 本俸月額表の改正（平均1.45%引き上げ）
② 期末手当の支給率について0.025ヶ月分の引き上げ
③ 勤勉手当の支給率について0.025ヶ月分の引き上げ

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

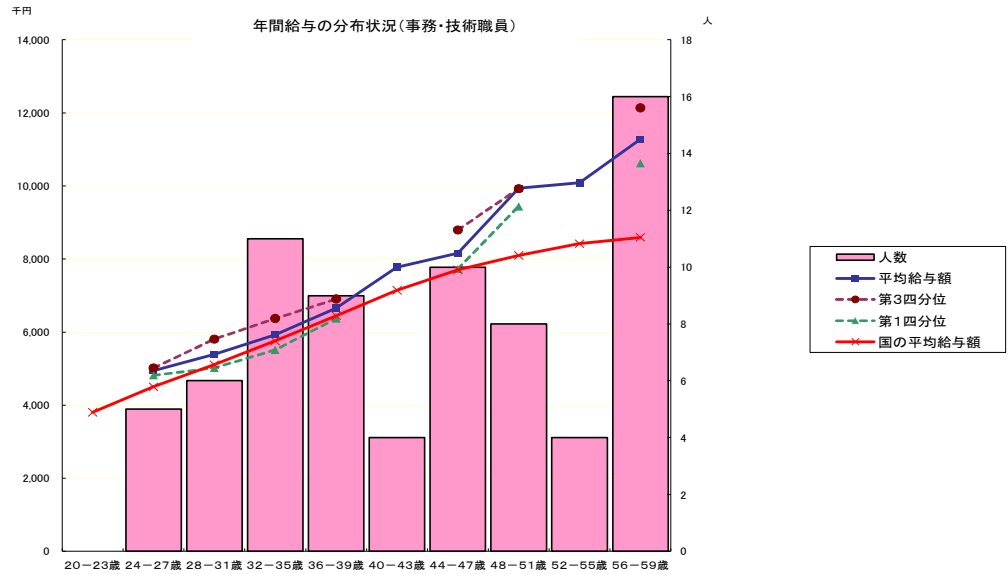
区分	人員	平均年齢	令和6年度の年間給与額（平均）			
			総額	うち所定内	うち通勤手当等	うち賞与
常勤職員	人 73	歳 43.8	千円 8,355	千円 5,987	千円 203	千円 2,368
事務・技術	人 73	歳 43.8	千円 8,355	千円 5,987	千円 203	千円 2,368
再雇用職員	人 4	歳 63.3	千円 4,483	千円 3,784	千円 191	千円 699
事務・技術	人 4	歳 63.3	千円 4,483	千円 3,784	千円 191	千円 699

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 常勤職員のうち研究職種、医療職種、教育職種については、該当者がいないため欄を省略した。

注3: 在外職員、任期付職員、非常勤職員については、該当者がいないため表を省略した。

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。〕



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。
注2:20～23歳は該当者なし。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員)

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	最高～最低
	人	歳	千円	千円
部 長	11	56.3	11,907	12,928 ～ 9,742
課 長	2			
課長補佐	29	42.2	7,431	9,640 ～ 5,756
主 任	11	33.0	5,703	6,606 ～ 5,271
係 員	7	27.5	4,946	5,141 ～ 4,815
専 門 職	13	53.4	10,151	11,144 ～ 8,867

注:課長は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢以下の項目は記載していない。

④ 賞与(令和6年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区 分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 45.3	% 45.9	% 45.6
	査定支給分(勤勉相当)	%	%	%
	(平均)	54.7	54.1	54.4
	最高～最低	% 56.3～52.9	% 56.0～52.7	% 56.2～52.8
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 52.0	% 51.9	% 52.0
	査定支給分(勤勉相当)	%	%	%
	(平均)	48.0	48.1	48.0
	最高～最低	% 57.5～38.6	% 59.1～37.7	% 58.3～38.1

3 給与水準の妥当性の検証等

○事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	・年齢勘案 115.3 ・年齢・地域勘案 102.7 ・年齢・学歴勘案 112.3 ・年齢・地域・学歴勘案 100.2
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	1. 職員全員が東京特別区の勤務であるため、国家公務員の場合と同様に物価等も踏まえて、主に民間賃金が高い地域に在職する職員に支払われる手当(特別都市手当)の支給を受けている。 (参考)国家公務員(行一)33.9%(令和6年国家公務員給与等実態調査より、支給区分1級地の人員構成比) 2. 各都道府県に設置されている基金協会が行う農業者等に対する債務保証に対する保険等の業務を行っており、保険や金融に関する高い専門性が求められることから、高学歴(大卒)の職員の割合が高い。 (参考) 国家公務員(行一) 64.1%(令和6年国家公務員給与等実態調査より、大学卒の人員構成比) 信用基金 97.3%(常勤職員数73名中71名)
給与水準の妥当性の 検証	(法人の検証結果) 【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 0.2%】 (国からの財政支出額 491,479千円、支出予算の総額 300,191,078 千円:令和6年度予算) 【累積欠損額 0円(令和6年度決算)】 【管理職の割合15.1%(常勤職員数73名中11名)】 【大卒以上の高学歴者の割合 97.3.%(常勤職員数73名中71名)】 【支出総額に占める給与・報酬等支出総額の割合1.6%】 (支出総額61,497,107千円 給与・報酬等支出総額 987,118 千円:令和6年度決算) 【検証結果】 当法人が農林漁業政策の一環として行っている農林漁業者の信用力を補完する保証保険業務等には、保険や金融に関する高い専門性が求められることから、高学歴(大卒)の職員の割合が高くなっている。また、職員全員が東京特別区の勤務であり、民間賃金が高い地域に在職する職員に支払われる手当(特別都市手当)の支給を受けている。 これらの事情により、対国家公務員指数(年齢勘案)は国家公務員より高い水準であるが、対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)は100.2であり当法人の給与水準は適切であると考えられる。 (主務大臣の検証結果) 令和6年度における当該法人の給与水準については、対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)が100.2であり、国家公務員より高い水準ではあるが、職員全員が東京都特別区勤務であること、大卒以上の者の割合が多いことや、保険や金融に関する高い専門性が求められていること等を踏まえると、当該法人の給与水準は適切であると考えられる。 なお、引き続き、年齢、地域及び学歴を勘案した対国家公務員指数により、その給与水準の妥当性を検証していく必要がある。
講ずる措置	1. 給与水準は正の目標水準 給与水準については、その適正化を図るため、国家公務員の給与規程等の状況を踏まえ、必要に応じ給与規定の見直しを行う。(第5期中期目標(令和5年度～令和9年度))。 2. 具体的措置 ① 組織体制の見直し、非管理職のスタッフ職の活用などにより、引き続き管理職割合の抑制に努める。 【管理職割合】 H30.4 23.1% → R5.4 18.1% → R6.4 14.7% → R7.4 15.1% ② 昇任、昇格の厳格化 令和3年から上位の職位への昇任、昇格の際に、人事評価結果等本人の能力の評価を厳格に反映する取組を実施。 ③ 特別都市手当(国の地域手当に相当)を抑制 国の東京都特別区の地域手当と比較し、引き続き支給割合の抑制を継続。 【支給割合】 (R7.4.1現在) 国(東京都特別区) 20% 信用基金 14%

4 モデル給与

- 22歳(大卒初任給)
月額 209,900円 年間給与3,450,000円
 - 35歳(課長補佐)
月額 362,748円 年間給与 6,124,000円
 - 50歳(課長)
月額 610,584円 年間給与 10,197,000円
- ※ 扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者6,500円、子1人について10,000円)を支給

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

昇給については、勤務成績に応じ昇給区分(5区分)を決定のうえ昇給させるとともに、勤勉手当(査定分)については、基準日以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて支給することとしている。
当法人の給与規程等については、人事院勧告を受けた国家公務員給与改定を基礎として改正することとしており、今後も継続する方針である。

III 総人件費について

区 分	令和5年度	令和6年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 906,862	千円 987,118
退職手当支給額 (B)	千円 116,434	千円 56,086
非常勤役職員等給与 (C)	千円 21,862	千円 27,480
福利厚生費 (D)	千円 159,670	千円 171,531
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 1,204,828	千円 1,242,215

注: 中期目標期間の開始年度分から当年度分までを記載している。なお、表中の(A)(B)(C)の人件費と財務諸表付属明細書(「役員及び職員の給与の明細」)の数値は、端数処理の関係で必ずしも一致しない。

総人件費について参考となる事項

1. 給与、報酬等支給総額及び最広義人件費の増減要因
給与、報酬等支給総額については、対前年度比8.8%増、最広義人件費については、対前年度比3.1%増となった。
主な増額要因については、次のとおり。

(主要因)
(1) 給与、報酬等支給総額
給与支給対象人員が年平均5名増加した。
(2) 最広義人件費
令和6年度中に給与法の改定に準拠して本俸月額の上上げ当を実施したことから、全体で3.1%増となった。

2. 「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成29年11月17日閣議決定)に基づき、役職員について平成30年1月に所要の改正を行った。

(概要)
① 役員 従来の退職手当の額に100分の83.7の割合を乗じ、引下げを実施
② 職員 勤続年数別支給率を国に準じ改正し、引下げを実施

IV 定年制度及び60歳以上の職員の給与制度

- (1) 再雇用年齢の段階的引上げ
再雇用年齢を2年に1歳ずつ引上げ(令和7年度:66歳 ⇒ 令和14年度:70歳)
- (2) 60歳に達した職員の給与
61歳に達する年度から再雇用職員給与支給

V その他

対国家公務員指数(法人基準年齢階層ラスパイレス指数)作成のための調査対象者数が少ない法人にあつては、人事交流等による職員分布の変化によって指数が大きく変動する場合があります。経年変化をみる際は留意する必要があります。